

裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年5月12日開催分）

司会者：司会を務めます第11刑事部の裁判長をしております浅香と申します。よろしくお願ひいたします。

この1月に大阪地裁に着任しまして、裁判員裁判の経験が数多いというわけではないのですが、これまで裁判員の方々と議論していると、必ずしも裁判官だけだと気づかないようなこと、あるいは、こんな視点もあるんだなというように気づかせていただくことが必ずあって、この裁判員裁判の制度の意義を大いに感じているところです。大変勉強になっています。他方で、皆様が経験された事件も、鑑定人が出てきたり、非常に込み入った事件を担当されましたけれども、そういった事件について、真実、裁判員の方々が十分理解できたのかといった懸念はやはり持っていますし、もうちょっと工夫すれば分かりやすくできたんじゃないかという思いが強くあります。そういう意味では今日の意見交換会を非常に楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、出席している法曹三者から御挨拶申し上げたいと思います。

村越裁判官：大阪地裁の第12刑事部で裁判官をしております村越一浩と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

私は、裁判員裁判の経験は浅香部長よりは若干多いぐらいなんですけれども、大阪以外で、愛媛県の松山地裁で、裁判員裁判がちょうど始まったときに裁判長をしておりまして、そこで初めて裁判員を経験しました。その後、大阪地裁に異動しまして、裁判員裁判を担当させていただいております。担当する都度、勉強させていただいているということでございますので、本日の意見交換会も大変楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

萩原検察官：大阪地方検察庁公判部検事の萩原と申します。

私は、この4月から大阪地検の公判部に所属しております、日頃は専ら公判

に立ち会いまして公判活動に従事しております。裁判員裁判に関しましては、特に分かりやすい立証ということを意識しながら取り組んでいるわけですが、当事者である検察官が直接に裁判員の方々と接する機会というのもございませんので、実際の訴訟活動がどう受け止められたんだろうかということをご常日頃から気にしているところではございます。本日は裁判員を実際に経験した方々から直接にお話を伺えるという貴重な場とっておりますので、どうか忌憚のない御意見を積極的に言っていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

栗林弁護士：弁護士の栗林と申します。

私は弁護士ですので、普段は民事事件を担当することが多いです。でも、裁判員裁判も経験させていただきまして、いつも裁判員裁判をしているときに思うのは、私たちが主張していることや弁護人側が出した証拠というものが、裁判員の方たちにどんなふうに受け止められていて、評議室の中でどんなふうに話をしておられるんだろうかということをご気にしています。ただ、評議室の中は私たちがのぞけませんし、今日も評議室の中で具体的にお話しになったことは直接はお聞きできないんですけれども、そういうところ以外で弁護人の今後の活動にいかせるような御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会者：ありがとうございました。

それでは、意見交換会に入りますけれども、テーマとしては鑑定人等の専門家証人の尋問を実施した事件ということで掲げていますけれども、今回は主に正当防衛が問題となった事件に関わった方もいらっしゃっていただきました。そういった意味では、殺意とか、正当防衛、責任能力といった難しい法律概念、これについて携わった方々という意味では共通ですので、テーマにこだわらずに、ぜひ皆様の御経験をお話しいただければと思っております。そうしますことで、我々も今後の裁判員裁判をより分かりやすいものにしていくことができま

すので、皆様の一言一言が非常に大事になってきます。ぜひよろしくお願いたします。

それではまず、裁判員経験者の方々から、担当された事件概要をごく簡単に結構ですので御紹介いただいた上で、その事件を御担当されての全体的な御感想をおっしゃっていただければと思います。

1番さんからお願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：担当した事件でやっぱり一番難しかったのは責任能力に関する点です。判決の刑自体は私個人としては納得いくというかそれでよかったと思うんですけど、やはりその責任能力の点がちょっとまだ消化しきれていないところなんです。ちょっとうまく説明できないんですけど。

司会者：まさにその辺りを率直におっしゃっていただくと、我々も多いに今後役立たせていけるのではないかと思っています。後ほどまたいろいろとお聞かせください。どうもありがとうございました。

2番さんお願いします。

裁判員経験者 2：私が担当させていただきましたのは、夜から朝方にかけて行われた殺人事件でございました。裁判員として御採用いただいた中で一番、記憶に残りますのが、生の事件を担当させていただいたということで、本当に人間の命ってのはかないなと思ったのと同時に、こういうふうにして刑が確定するんだということで、非常に大きな経験をさせていただいたと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

3番さんお願いします。

裁判員経験者 3：私が担当した事件は2番さんと同じ事件なのですが、もめごとの末の殺人ということで、結局争点は正当防衛が成立するかという話になりました。感想としては、やはり正当防衛とか殺意とか、言葉の上辺だけは知っていても、どういう段階を経て正確に立証する必要があるのかということが今回改めて勉強になりました。自分の主張、主観で判決はこれぐらいではないかとい

う考えがあっても、やはり周りの皆さんの意見を聞くことによってその意思が揺らぐこともあったりして難しかったと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

4番さんお願いします。

裁判員経験者4：私が担当したのは殺人未遂事件だったのですが、被告人に責任能力のところで、精神的な疾患がどれほど関与しているかとか、その争点にかなり話合いの時間を割いてくださったと思います。その中でいろんな意見が出て、ああ、こういう考え方もあるんだ、こういう考え方もあるんだということをしごく感じました。こういうことに参加しないと、やっぱり自分の意見しかないから。1人の方が意見をいうと別の方が意見をいうというふうに、次々に本当いろんな意見がしごく出たんです。そういうことに、ああ、そういう考え方があるんだとかいうのをしごく考えさせていただいたのが印象的でした。

司会者：どうもありがとうございました。皆様、本当にそれぞれ難しい事件をご担当ただいただけあって、いろんな思いをされたんだなというのがよく分かりました。

ここからは少しその辺りを分析的に見ていければと思っています。

まず最初に、皆様の事件は全て殺意が争われていました。それから、正当防衛が問題となった事案を経験された方、責任能力が問題となった事案を経験された方、そこはグループが分かれますけれども、いずれにしても、我々の中でも法律概念としては難しい部類、責任能力とか正当防衛といった概念をいかにして皆様に分かりやすく説明するか、普段の生活の中ではあまり出てこないような話を理解しやすいように、かみ砕いた説明ができるかについて悩んでいるところです。

各事件も冒頭陳述を見ますと、例えば責任能力であれば、物事の善悪を判断する能力、それからその判断に従って行動をコントロールする能力、正当防衛であれば、被害者に対して反撃行為に出ることが正当化される状況にあったらうか、反撃行為は自分の身を守るためにやむを得ずしたものとして相当と言え

る範囲内にあったかどうかというふうに、ある程度かみ砕いた説明はされたようなんですけれども、そういった冒頭陳述を含めて、難しいと言われている法律概念について理解しやすかったかどうかを教えてください。また、こんなふうに言ってもらったらありがたかったというのがあれば教えてください。

まず、その法律概念自体、言葉の説明として分かりやすかったかどうかについて、一言ずつ感想をお聞かせいただければと思います。

今度は4番さんからお願いします。4番さんは責任能力かと思うんですけれども、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：責任能力のときに、ちょっと精神的な疾患があるというお話があって、その場にいたみんなが初めて聞いた病名で、裁判長から、こんなときにはどうされますかとか割と細かく説明もしていただいたし、この方が特別だったかとか、いろんな場合を想定して話合いをしてくださったので、いろんな意見がいっぱい出て、よく分かったというか、こういう考え方があるんだとか、そういう病気に関しても結構いろんな意見が出ました。だから、ほとんどみんな同じような理解はしてたと思います。

司会者：責任能力という言葉は、普段の生活では聞き慣れない言葉かとも思うんですけれども、自分の行動をコントロールできる能力とか、事の善悪を判断できる能力とか、その辺りの説明自体は頭にすっと入ってきましたか。

裁判員経験者4：はい。

司会者：ありがとうございました。

では続いて、3番さんお願いします。3番さんは正当防衛かと思うんですけれども、正当防衛は普段の生活の中でも割と言葉としては出てくると思います。それでも、実際に法律概念として聞き直してみると、少し難しい説明が入ってきたかと思うんですが、頭にすっと入ってきましたか。

裁判員経験者3：実際の説明としては、裁判長を含め裁判官の方々が資料も用意し

てくださって、細かくかみ砕いて説明していただけたので、割とすんなりと入ってきたとは思いますが。正当防衛という概念で、例えば反撃行為に出ることが正当化されるかとかいう話になってきますと、個人個人によってある程度認識の差は出てくると思われるんで、その辺りについて、ある程度の基準というべきものがあれば、もう少し話がまとまりやすかったんじゃないかとは思いますが。

司会者：ありがとうございます。後ほどまた、ぜひ詳しく聞かせてください。

2番さんはいかがですか。正当防衛という言葉の意味合い自体は、頭にすっと入ってきましたか。

裁判員経験者2：正当防衛という点では、被告人も被害者も、殺し合いになるということはなかったかと言われたら、持ち出していた凶器からすれば、ひよっとしたら死ぬかも分からないということですね。

司会者：またその点もぜひ後ほど聞かせていただければと思います。

1番さんは、責任能力の概念自体はどうでしたか。頭にすっと入ってきたでしょうか。

裁判員経験者1：被告人に精神的な疾患があるという診断で、鑑定人の方の資料などを出していただいて、それに対して時間をたくさんとっていただきました。病名自体は初めて耳にする言葉で、例えば、妄想という言葉自体は日常的に耳にする言葉だったんですけど、どこまでがその精神的な疾患なのかというのがすごく難しい点で、精神的な疾患だという意見と、そうじゃないんじゃないかという意見と、いろいろ議論しました。たくさん時間をとっていただいて議論する中で、それが本当に精神的な疾患だったのかどうかというのが、いろんな方の理解もあると思うんですけど、その意見を聞いたことによって、私の中の考えもそちらに寄ったり、また戻ったりと、その繰り返しでした。

司会者：ありがとうございます。確かに判決を拝見していても、御判断に悩まれたのかなというのは伝わってきます。またぜひ後でじっくり教えてください。

それでは、皆様が法律概念としては割とすっと御理解いただいたように今お聞

きましたので、続いては実際の審理についてお聞きしたいと思います。

審理の場面では、証人尋問が行われたと思います。特に1番さんと4番さんの事件については、専門家証人といわれる精神科医の先生がいらっしゃって、まずプレゼンテーションの形で資料とかパワーポイントをお見せしながら、一通り御説明をしていただいて、その後、検察官、弁護人が質問を繰り広げていった、そのような事案かと思います。

その中で、今1番さんや4番さんがおっしゃった精神的な疾患について、さらにはそういった病気がこの犯行にどんな影響を与えただろうとか、そんなことを専門家の見地からいろいろと御説明いただいたと思います。

裁判官であっても、専門家の話というのは、慣れない言葉がたくさん出てくるので分かりづらいところもあるんですけども、皆様が尋問をお聞きになって、専門家のプレゼンが分かりやすかったかどうかをぜひ教えていただければと思います。2番さん、3番さんは、後ほど正当防衛の審理について別途お聞きしたいと思っております。

それではまず1番さんから、プレゼンの内容自体、そういう専門家証人の説明自体が分かりやすいものだったかどうか、その点はどうか。

裁判員経験者1：ちょっと思い起こしますけど、そういう場면을初めて経験したので、プレゼン自体はこういうものだと思って聞いていました。後で書面でプレゼンをされたことを資料としていただいたときに、改めてああ、こういうことをおっしゃっていたんだみたいなことは理解しました。直接法廷で専門家の先生が言ったときには、本当に聞いているんですけど、理解はすぐにはできなかったんです。だから分かりにくかったとか分かりやすかったというんじゃなくて、知識がないものですから、ただ聞いてただけという感じです。

司会者：そこは大いに我々が反省しなければいけないところで、むしろその場で聞いて分かるという裁判にしなければいけないので、そうならなかったことは申しわけないと思います。

村越裁判官：しゃべっておられる内容が日本語として分かりやすいかというよりも、判断するほうのメカニズムというんですか、話の流れというんですか、それが一読了解になかなかならない難しさというのものではないかというふうに思っております。これは、私も責任能力が問題となる事件で話を聞くときに、法廷ではあっと説明をされたときに、その瞬間に分かりましたという自信は到底ないところがあります。それはむしろ裁判官も同じ問題があるというふうに思っていて、分かりやすい分かりにくいという一瞬のそういう印象ではなくて、その中で本質的にちゃんと理解をしないといけないような情報をそこで得られているかどうか、それが法廷の中で緊張感を持って聞いている中で、ここがどうも重要そうだなということを少なくとも押さえておくみたいな感じにできればいいかなというところを目指しております。

1番さんの事件は、動機の部分でそれがどうも病気の影響じゃないかと、その病気があったとして、それが動機にどんなふうに影響したのかということが争点だった事件で、その動機の原因の分析を精神科医の方がされて、それを裁判所がどう吟味するか、その辺りが問題になったような事件のように思います。

司会者：4番さんに今度は移りますけど、4番さんの担当された被告人の精神的な疾患が当時どのような状態だったのかとか、それからそれが犯行にどんな影響を与えたのかとか、そんなことが問題になったのかなと思います。鑑定人のお医者さんのお話は、分かりやすかったかどうかといった観点からはどうでしたか。

裁判員経験者4：専門的な言葉が出てくるので、分かりやすかったとはやっぱり言い切れませんが、分かりやすく説明してくれているというのはよく分かりました。被告人の精神的な疾患については、いまだに何かはっきり分からないんですけれども、ただ、それが起因するかどうかという話になると、何かのことが引き金になってみたいな話で、そういう話の流れは、あつというふうに分かりました。だから、聞き慣れない言葉がいっぱい出てくるので、すぐ分か

ったかと言われるとそうじゃないですけども、大体の流れとして、ここは重要じゃないとか、これが起因とは考えられないとか、あっ、そうなんだとか、割と納得できるようにお話しされてたと思います。

司会者：1番さんと同じように分かりづらいところがあったというお話なんですけれども、私も全て直ちに全部分かるというのは裁判官でも難しいと思っていますので、そこまでの必要はないのかもしれませんが。それでも工夫する余地がまだまだあるのかなとも思ったりして、例えばもっとゆっくりしゃべってほしいとか、あるいは繰り返ししゃべってもらうとよかったとか、プレゼン資料がもう少しかみ砕いた言葉を使ってくればよかったとか、何かそんなリクエストみたいなのはございますか。

裁判員経験者4：かみ砕いて分かるものかどうかというのもあるし、病状がどうのこうのと言われても、多分分からないと思います。私たちの場合は鑑定人の方がすごく難しいことを言っているわけでもなかったし、すごく難しい言葉を使ってるわけでもないというのが分かったので、こちらから何か要求したいことはなかったです。

司会者：判決を見ていると、どうも最終的な判断としては精神的な疾患自体は大分よくなってる状態で、犯行時はストレスが増大して病状が少し再燃していたけれども、その程度は軽度だったと、多分そんな御説明だったかと思うんです。最終的に4番さんもこの辺りは理解はされたと思いますけれども、裁判官の説明で分かっていくんですか、それとも証言を聞いている段階で分かるんですか。

裁判員経験者4：証言を聞いたり、やっぱり被告人の挙動とかいうのも見てですね。鑑定人さんが出てくるまでに何回か評議をして、こういう御病気ですという話もあって、一番最初に鑑定人さんのお話じゃないから、いろんなみんなの話とか、証言台に立ったときの被告人の受け答えとか態度とかというのを見て判断できるというような感じでした。言葉が難しいのはしょうがないけど、別にそんなに分からないというような説明ではなかったと思います。

司会者： ありがとうございます。

1番さんにもう一つだけお聞きしたいのは、1番さんのほうも精神的な疾患について鑑定人の先生から説明があって、本件犯行には直接的に強い影響を与えたんだという話があったのは覚えてらっしゃいますか。

裁判員経験者1： はい。

司会者： そのような話と、それから、そうは言っても殺意を抱くこととは相当隔たりのあるんですといった御説明だったのかなと思うんです。その辺りは証言を聞いていて分かりやすかったのか、それともやはりその後の評議の中で裁判官の説明を受けたりしながら理解していくのか、その辺りはどんな感じでしたか。

裁判員経験者1： 法廷で鑑定人の方のお話が分かりにくかったという印象はないです。ただ、後で評議するときに、やはり裁判長や裁判官の方から詳しく説明していただいたりしたので、それで理解できましたね。

司会者： ありがとうございます。

今度は2番さん、3番さんにお聞きしたいと思います。2番さんの御担当された事件では、正当防衛の審理、証拠調べ、証人尋問などがあつたり、防犯ビデオを御覧になったりしたと思うんですけれども、そういった証拠調べ自体、この辺りは分かりづらかったとか、この辺りをもう少しこういう工夫をしてくれてもよかったとか、長かったとか、何か印象に残っていることはございますか。

裁判員経験者2： ペーパー上で見る場合と実際の裁判が実施される場の雰囲気というのは全く想像を絶するものがありました。

司会者： 正当防衛になると、どうしても各場面をコマ送りのように把握していかなければいけないところがあります。相手がこのときこうやってきたから被告人がこうしてきたとか、かなり分析的に物を見なければいけなくて、そこを防犯ビデオでも御覧になったでしょうし、証人尋問でも細かく聞かれていたのかなと思うんですけど、その辺りは審理を聞いていて分かりやすかったでしょうか。3番さんはいかがですか。

裁判員経験者 3：証拠の確認などでは、どうしても捜査報告書などが先に来て、証拠の写真などが来てから初めて防犯カメラの映像を流すという流れになってしまっているのです。傷口の写真とかを見せられても、後の防犯カメラの映像がクリアに分かるまでは、結局どういう形で犯行になったかというのが分かりにくいと思うんです。傷の写真にしても、おおよその位置は大体分かったりはするんですが、やっぱりこれもどのような状況で刺されたという話になるのか、動きまでは言い過ぎかもしれませんが、ちょっと状況を再現するみたいなことがあったほうが分かりやすかったと思うんです。

司会者：まず今の傷口の話からすると、傷口に関する証拠は何かしらあったと思うんですけども、場所とかが分かりづらかったんですか。

裁判員経験者 3：そうですね。場所自体がちょっと分かりにくいのは、どうしても専門的な言葉が出てきたせいもあるとは思いますが。

司会者：イラストでこの辺りが傷つきましたとか、そういうのが出たりすると思うんですけど、そういうのはなかったんですか。

裁判員経験者 3：いや、写真としてはあったんですが、位置関係だけしか分からなかったもので、どうしてもその後の防犯カメラの映像を見るまでは、何でそこを刺されたのかというのが全然分からなくて、もう少しその辺りの順番をうまいこと組み合わせてもらえたら分かりやすいかと思うんです。

司会者：つまり、最初に取り調べた書面だけでは分かりづらいところがあったのが、後でその部分をカメラなどの動きがあるものを見てようやく分かったと、そういうことですかね。

裁判員経験者 3：はい。

村越裁判官：今の関係で少し質問したいんですけど、証拠調べをどの順番でやるのかというのは、料理で言ったらメニューを出す順番なんですけど、結構悩ましいなということをいつも検察官や弁護人と議論しながら決めるんです。やっぱりその順序というのは、重要なものから出していったほうがいいのか、あるいは

は少し周辺のものから出していったほうがいいのか、何かそういったことも影響するのでしょうか。今のお話を聞くと、例えば、今回の事案では、防犯カメラを先に調べて、後からその周辺のことを調べていったほうが分かりやすかったんじゃないかという御感想ですかね。

裁判員経験者 3：はい。そのほうが分かりやすいと思いました。

村越裁判官：ありがとうございます。

司会者：かなり細切れでどういう動きがあったかというのを把握していかなければいけなかったのが、防犯カメラも大いに役立ったようですし、証言もあったみたいですし、それから被告人の話もあったと思うんですけれども、その辺りの把握のしやすさはいかがだったですか。

裁判員経験者 3：正直、被告人の話は途切れ途切れになって、どうしても感情が入ってしまうので、ちょっと分かりにくいところがありました。

司会者：被告人と被害者の動きは、5秒ぐらいのわずかな時間なんですかね。この中で1回凶器で殴ってきて、とかそういう動きの把握をしていきますよね。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：その辺りは証拠を見ていて分かりやすいものだったんですか。

裁判員経験者 3：そうですね。防犯カメラの映像が割と見やすい位置のものや鮮明なものがありましたので、それは分かりやすかったです。

司会者：ありがとうございます。

証拠調べの話に入っていますけれども、検察官や弁護士の方からは、何かこの点で御質問はないですか。この後、論告・弁論の話に入っていきます。

萩原検察官：ちょっと戻る形になってしまうかもしれませんが、検察官が冒頭で冒頭陳述というものを行う場面を思い起こしていただければと思います。それぞれの事件のあらましを説明する場面、いずれの事件でも冒頭陳述メモというものをお配りした上で検察官が説明していったかと思うんです。今回の皆さんが担当されたケースでいいますと、責任能力が問題になったりですか、

殺意や正当防衛が問題になったりですとか、そういった専門的なところの判断をしていかなければいけない事案なんだというところをあらかじめこちらのほうで指摘していったわけなんですけど、例えば責任能力が問題になる事案では、責任能力の有無や程度を判断する上でポイントとなる事項をあらかじめ冒頭陳述メモに記載した上で説明したと思いますし、また、殺意や正当防衛が問題となる事案でも、どういった事項に着目してほしいのかということも冒頭陳述の段階であらかじめ指摘させていただいたかと思います。この点がその後の証拠調べ、鑑定人の証人尋問でありますとか、それ以外の証拠調べの段階で役立つものだったかどうかといったところを御教示いただければと思います。この点はよかった、あるいは、もう少し冒頭陳述の段階でこういったこともあったらよかったんじゃないか、いずれの意見でも結構ですのでお願いいたします。

司会者：冒頭陳述の際に、最初にメモの形で検察官、弁護人から配られていると思うのですが、その中に、今検察官がおっしゃったような重要な判断の分かれ目みたいところで、この辺りに着目してくださいというところを掲げることが多いんです。この辺りがその後の証人とかの話を聞いていく上で役立ったかどうかをぜひ聞きたいという趣旨です。

村越裁判官：おそらく一番お聞きになりたいのが、初日に法廷に入って緊張されている日の午前中か午後の最初に聞くので、まだ全然証拠も中身も見えていないところで、今回の事件で問題になるところはこの争点ですというような形でお話をされる。そのメモの左側のページでは、事件の概要とか経緯とかストーリー的な話で、こんなことですよという事実の話が書いてあるので、ああ、こんなことなのか、これからこんな事件をやるのかということ、ふんふんと聞かれると思うんです。それを踏み込んでさらに殺すつもりがあったかどうかとか、あるいは本人の精神状態がどうだったかということも掘り込んで説明をされるのが、その段階であんまり詳しくやり過ぎてもどうなんだろうとか思ったり、あるいは、ここまでやっておいたほうが後のときにポイントが分かっているか

などと思うか、そういう点を多分悩まれてるんだと思うんです。そのときにはあったほうがいいのか、それとも、もうこの左側だけでいいですよ、右側は要りませんという話なのかとか、その辺りの感想をお聞かせいただければと思います。実はこれは我々も聞いてみたいと思っております。

裁判員経験者 4：本当に何も分からない状態に来てから、こういう流れでこういうふうにということの説明をいただいているから、これは流れとしてはすごく頭の中に入ってくるし、次こういうふうにするんだなというのが自分の中で整理できるから、これはあったほうがよく分かると思います。

村越裁判官：詳しくはこれぐらいが限界でしょうか、これ以上書くと、ちょっとまたよく分からない内容になりますか。

裁判員経験者 4：そうですね。一番最初だから、こういう事件ですよという意味では、私たちが担当したのはこれでよかったんじゃないかと思いました。

村越裁判官：これはA 3判の1枚見開きみたいな形ですけど、これが2枚も3枚もとなってくると、さすがにちょっと情報としては多いかなという感じですかね。

裁判員経験者 4：はい。これで結構流れも分かるし、こういうことなんだというのはちゃんと頭に入ると思います。

司会者：右側もあったほうが良いという御趣旨ですよ。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：この辺りが問題なんだというのはずっと分かりましたか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：量的にもこのぐらいがちょうどいいかなというところですか。

裁判員経験者 4：はい。あんまり細かくされても。最初は何も分からないから、あんまりたくさん詰め込まれても、やっぱりこれぐらいで、こういう流れでこれとこれをするんだなというのがありがたいです。これぐらいでこういうふうな流れで話をしていくんだなというのが分かるような状態と思うので、これぐらいでいいと思います。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：私も最初は何も分からない状態で裁判に来ましたので、これぐらいのこういう内容で、争点を、ここをしっかりと自分で見て考えていってほしいという話が見られるので、内容としてもこれぐらいでいいとは思っています。

司会者：3番さんと2番さんの事件の冒頭陳述メモというのは、A4の1枚でよりコンパクトですね。下の3分の1ぐらいに争点という欄があって、まさにこの辺がポイントになりますよということが書いてあります。このぐらいがちょうどよかったという印象ですかね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：2番さんはいかがでしょう。冒頭陳述の在り方についてお聞きいたします。

裁判員経験者2：正直言って非常に素直に書いてありまして、もう少し何というか、脚色された文章という言い方が正しいかどうか分かりませんが、分かりにくい文章、専門的な書き方で書かれるものかなという期待も少しあったんですけど、非常に分かりやすい書き方で、これですと今まで法律に全然なじまなかった者にも非常に分かりやすい書き方ではないかなと思いました。

司会者：それは検察官が大いに喜ばれると思います。ちなみに、弁護人の冒頭陳述メモは分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者2：概して全部分かりやすいという感じを私は受けました。

司会者：弁護人もお喜びになると思います。

裁判員経験者2：もっと何というか、理屈がいっぱい書いてあるのかなと思ったんですが、脚色されたものが全然なくて、本当に事実どおりの書き方であったというふうに思います。

司会者：ありがとうございます。最後に、1番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者1：裁判ということ自体、私たち素人が初めて法廷に入って最初に目にする光景なんです。ですから、検察官の方がどういうことを述べられるかと

か、弁護士の方がどういうことを述べられるかということも本当に全くドラマでしか見たことがない状況なので、やっぱりそれはドラマはドラマで、本当の法廷に出たときというのは、私たちでは全然想像もつかないようなことなんで、順番に追って説明していただくということで、最初にこういう流れなんだというのがつかめたので、それはすごく分かりやすくしていただいていると思います。

萩原検察官：ありがとうございます。

栗林弁護士：弁護士の栗林です。私からちょっとお聞きしたいのは、お医者さんの方の尋問があった件についてなんですけれども、最初に鑑定人の方がプレゼンという形で中央の証言席で資料を用いながら説明をしてくださった後に、検察官と弁護人からそれぞれ尋問という形で双方から質問がされて、それに対してお医者さんが答えるという場面があったと思うんです。特に弁護人の質問について、どういうつもりで何を聞いているのか理解できたか。先ほどのお話だと、プレゼン自体その場で理解するのはそもそも難しかったというお話だったので、当事者からの尋問自体もまた理解するのはもしかしたらさらに難しかったかもしれないんですが、もし何か工夫の余地なんかがあるようでしたら教えていただきたいなと思って質問させていただきました。

司会者：4番さんの事件だと、被告人の精神的な疾患の影響がもっと強かったんじゃないかとかいう質問とか、あるいは普通だったら被告人のような考えはしないので、やっぱりそれは病気の影響じゃないかとか、そういった辺りを多分弁護人は質問していたんじゃないかというのが資料からうかがえるんですけれども、弁護人が何を意図してそういう質問をしているか、それに対する鑑定人の答えは分かりやすかったかという質問です。

村越裁判官：鑑定人がお話ししていただいた後、検察官が確認をして、弁護人がその後いろいろ質問されていると思うのです、質問はどういうポイントを突いてるのかとか、何を目的に聞いているのかはよく分かりましたでしょうか。

裁判員経験者1：弁護人の質問も理解はできましたし、どうしてそういうふう

っていつてるかというのも分かりました。それに対して鑑定人の先生が答えることが分かりやすかったかといったら、ちょっと今分かりやすかったというのは思い浮かばないので、分かりにくかったような記憶もあるんです。もちろん検察官の方も同じような場面で質問なされた方も、どういう意図でなされたというの、それは理解できました。

村越裁判官：今おっしゃられているのは、弁護人の質問の意図はすごくよく分かって、ただその質問に対するアンサーの部分で、やや答えが分かりにくいような表現を使ったり、すこし、あれっ、どういう意味なんだろうということ、ちょっと疑問に思うようなこともあったということなんでしょうか。

裁判員経験者 1：はい、そうです。

司会者：4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：うちの場合は結局、被告人の方が、覚えてませんとか、分かりませんとか、どっちかといったらそういう感じのことばかりで、メールでこう答えましたねみたいなのがほとんどだったので、このメールが来てどうでしたかみたいな、何かあんまりそういうのを聞かなくてもというか、ん？という、ちょっと首をかしげるような質問とか、そういうのがあったような気はします。鑑定人のお医者さんが答えたことに関してどうこうというのはあんまり記憶になくて、検事さんのほうも弁護士さんのほうも、えっ、こんなことを聞くのみみたいな、何かあんまり聞いても聞かなくてもというか、何かそんな感じのやり取りだったかなみたいなところはちょっとあったような気がします。

司会者：ありがとうございました。

では、ここで一旦休憩します。

(休憩)

司会者：では、再開したいと思います。

当事者の論告・弁論があったと思いますが、検察官はこの事件に対してこういうふうに考えますと、例えば責任能力がありましたとか、正当防衛は成立しませんとか、そういう御主張とともに求刑として懲役何年が相当だと思えば、そんな御主張があったのは覚えておられますでしょうか。それに対して弁護人の弁論で、この人は責任能力がなかったんですとか、あるいはそういった事情があるから執行猶予にしてくださいとかいう御主張もあるかと思えますし、無罪ですという御主張もあるかと思えます。それぞれ力の入った論告・弁論になっているかなと思いますので、それが分かりやすかったかどうかを教えてください。ただそれだけでいいと思うのと、最後にそれを受けて、評議の中身にはもちろん入りませんが、いずれも難解な法律概念を担当されましたので、あてはめをしていって、最終的には責任能力はありましたというような判断だったと思えますし、あるいは正当防衛は成立しませんという判断になった方もいますけれども、そのあてはめについて御苦勞はなかったかどうかとか、裁判官から適切な説明があったかどうかとか、その辺りをお聞きできればと思っています。

裁判官からしても、論告・弁論がよくできていると、その後の評議でも大体それに沿って、検察官はこう御主張してるけど弁護人はこの点こういう御反論をしているというふうに使っていて、非常に評議もしやすくなるので、この出来栄がいかによければ評議のやりやすさも全然違ってきます。果たして皆様にとってそれが分かりやすいものであるかどうかというのは、また違った観点から考えなければいけないとも思っています。検察官、弁護人もここは関心が高いところだと思いますので、批判的なことも含めて率直に言っていただくとありがたいと思います。

3番さんからお伺いします。3番さんは正当防衛が問題となった事案で、論告・弁論それぞれにどのような印象を持ったか、審理に立ち会って聞いておられたかと思うんですけども、その後、評議のときにも用いることができたかどうか、そんな観点からはいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：検察官の方が作られた論告のほうは、ずっと証拠調べから証人尋問に至るまでの流れを一通り網羅していて分かりやすかったと思います。求刑の根拠についても書かれているんですが、その辺りまではちょっと、これを聞いてた当時はその根拠となるところが何もないので少し分かりにくいかなと思うところはあります。それと代わって、弁護士さん側のほうの弁論、こちらのほうはどちらかというところ、その当時担当されてた弁護士さんが、後の資料に付いてるような弁論要旨の資料を作られまして、お一人でずっと1時間程度しゃべり続けていらしたので、このメモ自体が役に立ったかどうかというのは、どちらかといったら検察官のほうのものよりは判断しかねるものですね。

司会者：どうも資料を見ると弁論60分と書いてありますが、この辺りはどのような御印象でしたか。

裁判員経験者 3：長いですし、素人目に見て、自分のおっしゃってることに気が入っているような感じがしたので、その辺りはちょっとどうなのかなと思いました。

栗林弁護士：気が入っているというのは、説明に夢中になって、理解が追いついてるかどうかの確認、裁判官や裁判員の方がきちんと話についてきているかどうかをあんまり意識されてなかったように感じるということでしょうか。

裁判員経験者 3：そんな感じですか。ちょっと言い方は悪いですけど、自分の言いたいことに酔ってしまってるみたいな感じがしたので、どうかなと思いました。

栗林弁護士：一つ言いわけ的に申し上げると、検察官が一通り網羅的に説明されるというのは、それは刑事裁判の基本的なルールとして、犯罪の事実の立証責任を検察官が負う。だから一から十まで検察官は全部言及しなければいけないし、それを立証するという部分がある。それに対して弁護人は、そうじゃないかもしれないというところの疑問を抱かせることが弁護活動なので、ついつい言いたい部分だけスポットライトを当てて、網羅的にはなくてそこだけ断片的に説明するような感じになってしまう。ちょっと分かりにくくなってしまおうとい

うところもあるので、そこはやっぱり我々も気をつけなければいけないと思っています。一般的に弁護人の弁論と検察官の論告というのは役割が少し違うので、ちょっとしょうがない面もあるかなというぐらいで御理解いただければ幸いです。

司会者：ありがとうございます。貴重な御意見を出されたと思います。

今3番さんは検察官の論告メモは分かりやすかった、他方で、弁護人の弁論はちょっと長かったかなと、そんな話でしたが、2番さんも同じ事件ですので、いかがでしたか。

裁判員経験者2：弁護人という立場上、私が仮にその立場であれば、やはりできるだけ精密にというか詳細に書くべきだという前提で多分まとめられていると思うんです。確かに長いといえば長いんですけど、事実を正確に把握してもらうという考え方が前提になるんでしょうから、やっぱり裁判というのはこんな真面目にやってるんだと、ちょっと言い方が悪いですけど、普段裁判になじみませんから、立ち会うということもありませんので、ここまで詳しく弁論要旨をまとめなきゃいかんのかということで、非常に私は感銘しました。

それから、判決要旨についてはですね、前者と同じように事実のとおり、特にその何というんですか、浮き足立つという言い方は悪いんですけども、事実のとおり非常に分かりやすく弁明される内容が文字化されてるという点で、私はふだん新聞程度で、余りこの種の刑事問題を把握することはありませんけれども、現実に裁判員という立場をいただいて、現実のこの事実を体験したという点で、言い方はあれですけども、感銘しました。ありがとうございます。

司会者：ありがとうございます。

1番さんはいかがですか。

裁判員経験者1：検察官の方の説明はすごく耳に入ってきやすかったという記憶があるんですけど、弁護人の方は、内容に関しては順を追ってすごく分かりやすく説明されてたんですけど、しゃべる声の、何というんですかね、ちょっと聞

き取りにくい感じがあったので、その点がちょっと分かりにくかったというのは記憶にあるんです。あとは、流れるにはすごく理解しやすい内容だったという記憶です。

司会者：弁護人の聞き取りにくいというのはどうしたらよかったんでしょうか。ゆっくりしゃべったらよかったんですかね。

裁判員経験者 1：ゆっくりはしゃべられていたんですけど、何というんですかね、しゃべり方のスピードとかというのではなくて、声の質みたいな感じで。

村越裁判官：少しこもったような感じの、張らないような声だったということをおっしゃりたいのでしょうか。

裁判員経験者 1：そうです。

村越裁判官：ちょっとその点でよろしいですかね。裁判員を何件かやっていると、声が聞き取りにくいということを言われることがありまして。裁判員の方は番号順に座って聞かれますよね。そうすると、対角線のほうがやっぱり遠くて、近いほうの声というのは多少小さくても聞き取りやすいときもある。離れているほうの方の声はちょっと注意して聞くような感じで、やっぱり皆様、力が入っているような話を聞くこともあります。

あと、今少し話題に出ましたが、声が、ゆっくりはしゃべってるんだけど、何かすごく聞き取りがしやすい人と、ややちょっと注意して聞かないといけない人というのが何かやっぱりあるようです。声の質なんかもあるのかもしれないですね。その辺りはどんな感じですか。

裁判員経験者 3：私が担当したときの方は、どちらも割とはきはきしたしゃべり方をされる方で、特に聞き取りにくいということはなかったですね。

司会者：4番さんはいかがですか。

裁判員経験者 4：検察官のほうは、メモもすごく分かりやすいんですけど、弁護士さんのほうは、やっぱり弁護をしようという立場だから、時折感情的なのが入って、ちょっと早口になったりとか、割と感情面が多分現れやすいんだと思う

んですけど、そういう場面でちょっと聞き取りにくいなというようなときは、やっぱり検事さんに比べて弁護士さんのほうがあったように思います。

司会者：4番さんが担当した事件の弁護人の弁論は、パワーポイントも使ったりしてかなり力が入ったものになっているようですが、内容自体はどうだったんでしょうか。

裁判員経験者4：内容をこういうのにまとめていただいているから分かりやすいんですが、何か同じようなところがあったり、もうちょっと簡潔にできたんじゃないかなというところもありましたね。やっぱり弁護のときにちょっと感情的になるような場面はあったような記憶があります。

司会者：ありがとうございます。せっかくなので当事者の訴訟態度とといいますか、しぐさとかを含めて何か気になることというのはありますでしょうか。私が経験した中では、尋問が終わるときに「終わります。」と言わないでぷいっと座ったりされた場合に、弁護人は全く悪気はないと思うんですけども、裁判員の方から「何だ、あの弁護人は。失礼じゃないか。」というふうに、そういうところで御不満に思っておられたりとかいうことがありました。声が小さいというのは私も何回か経験したことがあります。本人に悪気は全くなく、むしろ裁判員の皆様にここをぜひとも分かってほしいということで一生懸命だと思うので、もしそういった御指摘があれば直されると思います。

裁判員経験者4：そんなに気になるようなことはなかったように思います。

司会者：2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者2：ありませんでした。

司会者：1番さんはいかがですか。

裁判員経験者1：弁護人の方が文章のメモをたびたびめくりながら、そこに目をやりながらで、何か注意がちょっと散漫してるような場面はお見受けしました。それが注意を散漫していたのかどうかは分からないんですけど、見た目にはちょっとそういうふうに感じました。

司会者：それは、どのような場面でされていたんですか。

裁判員経験者 1：多分証人の方が出られたときだったと思うんです。

司会者：せわしなく書類をめくったりするのがちょっと気になったということですか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：ありがとうございます。

栗林弁護士：貴重な御意見をありがとうございます。ちょっと私も拝見してないので分からないのですが、証人尋問のときに書類をめくるというのは、証人が言っている内容とこれまでに検察官から開示されている証拠の内容がきちんと整合しているかどうかを、もしかしたら確認していたのかもしれないですね。弁護人は証人の証言を聞きながら次の反対尋問の内容を考えているので、もしかしたら書類を確認されていたのかも分かりません。

私から一つ質問なんですけれども、今訴訟態度でそんなに気になるところは余りなかったようにお伺いしたんですが、さっき声が聞こえにくいというお話がありましたけど、みんなに声が平等に届くようにと思って、証言台の辺りに立って弁論とか冒頭陳述とかをするという弁護士も中にはいるんです。そういうケースはありましたか。4番さんの事件は、真ん中で弁護人が弁論しましたか。

裁判員経験者 4：そういう場面もあったような気がしますけど。

栗林弁護士：それについては何というんですか、「わっ、弁護士めっちゃ出てきた。」みたいな、そういう感じではなかったですか。違和感というか、そんなことは感じられませんでしたか。

裁判員経験者 4：要所要所で、スライドを見たりとか、現場のここにいましたねとかいうときはそばに行かれますから。だからそこで話もされるし、その横で話をされるというのもあったから、何かここに来てしゃべってますみたいなそういうふうな感じじゃなくて、そんなに違和感というのはなかったと思います。

栗林弁護士：ありがとうございました。

司会者：ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者 2：特になかったと思います。

司会者：それでは、最後にあてはめに入っていきますけれども、皆様本当に難しい法律判断を迫られて、審理を聞きながら、先ほどの論告・弁論も踏まえて、いよいよ責任能力があるのかどうかとか、正当防衛が成立するのかどうかについて、御苦勞されながら最後結論に至ったんだろうと思います。先ほども3番さんが基準があったらいいなとおっしゃったりですとか、1番さんがちょっとまだ腑に落ちてないところがあるんだというふうにおっしゃったりですとか、やはり難しい判断を迫られただけに御苦勞をされたのが出ています。もしよろしければ、その辺りのことをもう少し詳しく教えていただければと思いますし、その際、裁判官の説明が適切だったかどうかとか、あるいは審理でこんなことがもっと証拠であれば分かりやすかったんじゃないかとか、振り返ってみて判断のしやすさという観点からぜひ注文をつけていただければなと思います。

それでは、1番さんからお願いいたします。

裁判員経験者 1：私が裁判員をさせていただいた事件では、量刑を決めるにあたって、もう少し証人の方がいらっしゃれば参考になったかもしれないのには感じました。評議をするときにはすごく分かりやすく、私たちが発言しやすいように流れを作っていただいて、私たちが素人の言葉で発言したことに対して裁判長がまとめてくださいました。自分が今言ったことが、さて何を言ったのかというようなことを発言していたこともあると思うんですが、それをうまくまとめてくださったので、裁判員を担当した期間は、ちょっと言葉はあれなんですけど、楽しいと言ったらちょっと悪いですけど、してよかったという気持ちをすごく感じて終わりました。最初に裁判員に当たったときに、一体素人の私たちが何をどうしゃべっていいのかとか、その判断をしていいのかというのは、皆さん多分それがすごく不安で来られると思うんですけど、裁判官の方がそれを取り除いてくれて、うまく発言できるように持って行ってくださったという

のは、すごくよかったことだと思います。

村越裁判官：今言われたことの中にすごく大事な話が入ったように思います。刑を決める上でとおっしゃったんですけれども、事案の実相を把握する上でというふうに翻訳したほうがいいかなというふうに思います。この事件は被害者の方のお一人が亡くなられて、それからもう一人の方が大けがを負われており、その方は大けがを負われた事件の記憶が、ほとんど現場の記憶がないという事件で、現場で助けに入った人が一人いましたが、その人は証人として呼ばずに、その人の供述調書の取調べで行ったという審理が行われています。ということで、直接その人からのお話を聞かれていません。現場での出来事について、複数の目で法廷で直接証言するという機会をなく、それがその事件についての見方を豊かにすることをし損ねた面があったかもしれません。そういう意味で何か少し物足りなさを感じておられたのだと思います。やっぱりその辺りは、我々法曹関係者が、こういう事件の争点のときに事案の実相を把握する上で、直接証人として聞くべき人がどういう人かということ、もう一度原点に立ち返って確認をする必要があるのかなと思います。

司会者：そういう意味では本当にありがたい御指摘でした。ありがとうございます。

他方で、お聞きしていると、責任能力という難しい判断でしたけれども、評議の中では分かりやすい中で評議が進んでいってるところですね。最後の御判断として、なお本当にそれでよかったのかという思いもありながらも、中身自体は分かりやすい議論をしていったというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

2番さんは、今度は正当防衛で、難しい判断だと思いますけれども、その辺りはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者2：裁判員をさせていただいたことは、今になっても非常に貴重な体験をさせていただいたと思っています。現実には普段の裁判がどんなふうな事件を取り扱い、そして判決が出されているかという過程は、この種の経験をさせ

ていただかないと、物には書いてないですね。3名の裁判官と8名の裁判員、合計11名が円形のテーブルで、裁判官のリードはあるものの、裁判員の考え方を大変尊重されて運営されたというようなことについて、やっぱり日本というのは民主国家なんだと今さら思ったわけです。そこまで民主的にやるのかということで、非常に感銘を受けました。

司会者：評議の中でも正当防衛という難しい法律概念でしたけれども、分かりやすい議論の中で進んでいったということでしょうか。

裁判員経験者2：非常に分かりやすい議論でした。

司会者：ありがとうございました。

3番さんはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3：正当防衛の概念というところが、結局は反撃行為に出ることが正当化される状況にあったかということと、要は反撃行為が身を守るための相当とされる範囲内だったかということ、やはり私個人が考えるに、個人個人としての観点というか、どれぐらいの範囲が妥当かというのがずれていると思うんで、実際の評議の中でも意見が出ていたところですし、やはり難しいと感じました。

あと、最後の求刑を決める段階になって、正直な話を言いますと、前例と似たような刑罰になってしまうというのは、素人目かもしれませんが、ちょっとがっかりしたというか、もう少しお互いにどれぐらいの刑罰にするのかを出し合ってもっと議論するものかと思っていたので、ちょっとがっかりしました。

司会者：最後におっしゃったのは、量刑傾向なんかを御覧になったんですか。

裁判員経験者3：どうしてもそこに落とし込んでしまうのかなというのがあったので。やっぱり人が死んでしまっているという事件では、普通、厳罰、厳罰という話になりがちだと思うので、その辺りがちょっと違うのかなとったりしました。

村越裁判官：先ほど、私だったらというところがなかなか難しいというふうにおっしゃったんですけれども、検察官も弁護人も時間をとって論告や弁論をされた

と思うんです。その中で、このような状況が許されるかとか、この程度なら許されるかということについて、当事者の立場から検察官はこういうことを言った、ああ、なるほどな、弁護人はこういうことを言った、なるほどなというような内容は、余り含まれてなかったのか。あるいは、両方からそれなりに指摘はされたんだけど、やはり悩ましいなということだったのか。せっかく評議をする前に検察官と弁護人からその辺りの意見を出されているので、その中でそういう取っかかりになることとか、考え方のよすがになることがあったほうが絶対にいいと思うのですが、その辺りはどんな感じだったのでしょうか。

裁判員経験者 3：もう一回、質問をお願いしてよろしいでしょうか。

村越裁判官：検察官と弁護人が、私だったらこの問題はこうだなというところについて、なるほど検察官の言うとおりでとか、なるほど弁護人の言うとおりでとか、なるほどという部分は余りなかったのか、一から自分で考えられたのか、その辺りはどんな感じだったのでしょうか。

裁判員経験者 3：一から自分で考えたほうだと思います。一応そういうお話はありましたけど、最終的には自分の判断に従ってるというところが多いと思います。

村越裁判官：自分の考えで最後は御意見を言っていたかというのはそのとおりでと思うんですけれども、検察官や弁護人はかなり時間をかけてその辺りを御主張されているので、そこを何か自分の中に取り込んで悩んでいたかだと多分検察官や弁護人もうれしいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺りは一応考えられたということなのか、あるいはそこからは離れたということなのか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：意見として取り入れさせてもらいました。

村越裁判官：それが役に立った上でということですか。

裁判員経験者 3：はい。

村越裁判官：ありがとうございます。

司会者：4番さん、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 4：責任能力の聞き慣れない病名のことが出たりとかがあって、殺意に関する考えもみんないろいろ違う意見がありました。殺意のことも責任能力のことも、やっぱり病気のこともある程度踏まえないといけないということで、すごく評議に時間をとって、本当に丸々有効に時間を活用したという感じでした。そういう精神的な疾患のことだけでも、最初の私の感じでは何かすごく簡単に終わってしまいそうみたいな感じだったのが、評議をする段階で、ああじゃない、こうじゃないということがあって、その話合いにすごく重きを置いて話をし、量刑も考えてということで、すごく有意義に過ごしたし、多分本当にいい結果だったんじゃないかなというふうな終わり方をしたので、私は本当に参加してよかったなと思いました。

司会者：ありがとうございます。法律概念について、当事者が責任能力とか正当防衛についていろいろと説明したことを先ほど確認しましたけれども、その当事者、検察官とか弁護人が使っている責任能力とか正当防衛に対する説明と、例えば評議の中で裁判官がそれとは違う説明をしたようなことがなかったかどうかというのに少し関心があるんですけども、そういうことはなかったでしょうか。

裁判員経験者 2：それはなかったと思います。

司会者：皆様、そこは大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございます。

栗林弁護士：弁護士の栗林です。やっぱり難しい法律的な概念を、あるのかないのかとか判断するにあたって、それを判断する前提となる事実関係をきっと皆さんで確認されたと思うんです。その事実関係を確認するときに、これは3番さんもある程度当事者の主張を参考にしながらまた一から考えていったということをお教えいただいたんですが、検察官とか弁護人の主張とか立証活動で、何でもここを聞いてくれなかったんだとか、こういう事実について法廷でもっと確認してくれたらよかったのにとと思うようなところはなかったかどうか。あるいは、弁護士がああときこう言っていた、検察官がああときこう言っていた事実

はここで意味を持ってくるんだと納得したとか、そういう法廷の中の活動と評議の話合いがかみ合っていたかというのが結構気になるんです。その辺りはいかがでしょうか。3番さんよろしいでしょうか。

裁判員経験者3：犯行に至るまでの状況の時系列を追った話の内容についてなんかは、評議の段階になって分かりやすかったというのがあります。

栗林弁護士：ありがとうございます。1番さん、何か覚えてらっしゃることがあればお願いします。

裁判員経験者1：先ほど言ったように、証人の方にもう少し法廷に来ていただける方がいらっしゃれば、もう少し参考になったかもしれないということはありません。被告人の質問に関しては、前の話なんで全てを覚えてはいなくて、すぐ直後にもう少し聞いてもらいたかったことがあるかという質問をいただければ、あったと思うんですけど、すいません。

栗林弁護士：無理な質問を申しました。ありがとうございます。

司会者：検察官からは特によろしいですか。

萩原検察官：大丈夫です。

司会者：裁判官もよろしいですか。

村越裁判官：はい。

司会者：時間も近づいてまいりましたし、本日はいい話をたくさん聞かせていただきました。本当にありがとうございました。お忙しい中こうやって裁判員裁判をご担当いただいた後も、こうしてお越しいただいて多彩な話を聞かせていただきました。これを踏まえて、我々としても次の裁判員裁判にいかしていったらいい裁判を目指したいと思います。皆様、本当にどうもありがとうございました。これで意見交換会を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

以 上